

いじめにあって つらいのに

だい じょう ぶ

ひつ よう

「大丈夫」をがんばる必要は

ありません。

だれ 誰かに聞いてもらうだけで
ラクになることもあるよ

からかわれたり
おどされたり
悪口や嫌なことを
言われたりする

嫌なことや
恥ずかしいこと
危ないことをされたり
させられたりする



仲間はずれや
集団で
無視をされる

お金や物を
要求されたり
とられたりする



パソコンや
スマホなどで
悪口を書かれたり
嫌なことをされる

強く
ぶつかられたり
たたかれたり
けられたりする

ひとりで悩まずに
まずは相談してみてね

あなたの心のSOSをうけとめる /

こどもいじめ人権相談窓口

24時間 いつでもつながるよ

電話

0857-29-2115

返事には少し日数がかかることがあるよ

Eメール

ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp

鳥取県では「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置しています

鳥取県はいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)及び鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)により、学校や教育委員会以外の第三者的視点から事実関係を調査・検証する「鳥取県いじめ問題検証委員会(弁護士、精神科医などで構成)」を設置しています。

鳥取県 人権尊重社会推進局 人権・同和対策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 [TEL] 0857-26-7583 [FAX] 0857-26-8138

(こどもいじめ人権相談窓口 所在地/鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 人権・同和対策課内)